

M'-STUDIO 利用規約

第1条(定義)

本規約によって定める条項は M' -STUDIO が運営する 24 時間キックボクシングジム(以下「当ジム」という)に適用されるものとします。

第2条(目的)

当ジムの会員が、ジムの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第3条(会員制度)

- ① 当ジムは、会員制とします。
- ② 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当ジム所定の入会申込書等を提出し、利用規約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第4条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になることは出来ません。

- (1) 本規約、および当ジムの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者、暴力団関係者と連想させるような刺青を故意に露出させる者
- (4) 医師等により運動が禁じられている者
- (5) 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) 18歳未満の者で保護者の承諾を得ていない者
- (7) その他、当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条(会費、手数料および諸費用)

- ① 会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費・入会金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- ② 会費は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- ③ 当ジムは、別に定める会費、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当ジムは1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第6条(諸規定の遵守)

会員は本規約・当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- ① 施設および器具、備品、機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジムの説明並びに指示に従わなければなりません。
- ② 施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁止事項を遵守します。
 - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、または服飾品
 - ・履物、滑りやすい靴下(原則裸足でレッスンに参加します)
 - ・器具を傷つける可能性のある衣服、服飾品、靴下
 - ・その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、靴下、服飾品または装飾品
- ③ 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。
 - ・いかなる営利行為、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - ・他の会員に対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動
 - ・飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること

- ・本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者を同伴させること
- ・施設、器具、備品、機器等を故意または過失により破損すること
- ・大声、または奇声を発すること
- ・他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
- ・その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
- ・他の会員に迷惑、不快感を与えるほどの強い香水を使用するなどし、その改善が困難であること

第7条(入館の禁止および退場)

- ① 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
 - (2) 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第4条の入会資格を欠いていると判断した者
 - (3) 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 著しく不潔な体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費等の一部を支払わない者
 - (6) 当ジムが入館禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- ② 当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第8条(休会および復会)

- ① 会員は、当ジムを1ヶ月以上利用できないと当ジムが認めた場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、当ジムを休会することができます。
- ② 休会は2カ月/年。身体的な疾患等やむを得ない場合を除き2カ月続けての休会は認めないものとします。
- ③ 休会手続きは、当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。(電話、電子メール、FAX 等による手続きは行えません。)
- ④ 各月の10日(10日がスタッフ不在日の場合翌営業日)までに当ジムに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。当ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。休会を希望する当月に申請があっても受付はできません。
- ⑤ クレジット決済会員は、休会期間も、自動決済は止めずに行い、クレジットカードの返金処理を行うものとします(返金手数料を引いた全額を返金)。
- ⑦ 身体的な疾病等やむを得ない場合に限り、3ヶ月間の休会を認めるが、この間¥3,000/月の事務手数料が発生するものとします。4ヶ月目は自動で復会するものとします。

第9条(退会)

- ① 会員が自己の都合により当ジムを退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- ② 退会手続きは、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。(電話、電子メール、FAX、アプリ等による手続きは行えません。)
- ③ 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに当ジムに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。
10日を過ぎた場合は、当ジムの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、当ジムが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
クレジットカード決済会員の場合も、退会届の提出を行った際に、自動決済の解約も行うこととします。自動決済の解約を自身で行っただけでは退会扱いとはならないため、月謝の支払い義務が発生している状態となります。必ず退会届を提出してください。
- ④ 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。
- ⑤ 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- ⑥ 会員が自己の都合により会費等の全額または一部を2カ月間滞納した場合、退会扱いとします。

また、滞納分については全額現金または、当ジムが指定した方法で支払わなくてはなりません。

第10条(諸手続き)

- ① 会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった場合は、速やかに当ジムにおいて変更手続きをしなければなりません。
- ② 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに当ジムに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、当ジムの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第11条(会員資格の停止および除名)

- ① 当ジムは、会員が次の各号に該当する時は、当該会員資格を一時停止または当該会員を本ジムから除名することができます。
 - (1) 本規約(第7条を含み、これに限られない)および当委員ジムの諸規則を遵守しないとき
 - (2) 当ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した時、または入会に際し虚位の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - (3) 第9条6項に該当したとき
 - (4) その他、当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき
 - (5) 会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員は当ジムの施設を利用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
 - (6) 第1項による会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員に対して、当ジムは資格停止中または除名後の会費等について、全納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第12条(会員資格の損失)

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を損失します。

- ・退会
- ・死亡
- ・除名
- ・当ジムを閉鎖したとき

第13条(会員資格の譲渡・相続・貸与)

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第14条(営業日および営業時間)

当ジムの営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第15条(施設の利用制限)

- ① 当ジムは、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが別に定める場合を除き、会員の会費等お支払い義務が縮減、または停止されることはありません。
 - ・気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき
 - ・施設の点検、補修または改修をするとき
 - ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき
 - ・その他当ジムが休業を必要と認めたとき
- ② 前項の場合、1週間前までにその旨を当ジムまたは当ジムのホームページにて告知します。ただし、気象災害などによって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条(施設の閉鎖・変更)

当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- ・気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当ジムが判断し、営業を不可能と認めたとき
- ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上やむを得ざる事由が発生したとき

第17条(賠償責任)

- ① 当ジム内で発生した紛失、盗難、障害その他の事故については、当ジムは、一切の責任を負いません。
- ② 会員は、自己の席に帰すべき原因により、当ジムの施設、または第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第18条(解散)

- ① 当ジムは、止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- ② 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制措置の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- ③ 当ジムの解散の場合は、当ジムは会員に対し特別な補償は行いません。

第19条(通知予告)

本規約および当ジムの諸事情に関する通達または予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

第20条(本規約その他の諸事情の改定)

当ジムは、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。この場合、当ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当ジムホームページ、アプリ、公式ライン等にて会員に告知するものとします。

附則、

本規約は2023年4月1日より発効します。

本規約改定版は、2023年11月1日から適用とします。

本規約改定版は、2025年3月5日から適用とします。

本規約改定版は、2025年6月1日から適用とします。